

令和4年度安芸市総合教育会議 議事録

日時：令和5年2月24日（金）

10時30分～12時00分

場所：安芸市役所 第1・2会議室

（出席者）

安芸市長 横山 幾夫
安芸市教育長 藤田 剛志
教育委員 森尾 昭博
教育委員 山村 泰秋
教育委員 門脇 茂利
教育委員 小松 直子
総務課長 国藤 実成
総務課総務係長 宇根 祥智
教育次長兼学校教育課長 植野 誠一
学校教育課参事 秋山 真樹
学校教育課学校教育係長 清岡 幹
学校教育課主幹 谷 めぐみ
特別支援教育地域連携マネージャー 小山 智子
生涯学習課長 藤田 隆史
生涯学習課生涯学習係長 高橋 峰彦

（議事の経過）

開会 10時30分

国藤課長 定刻となりましたので、安芸市総合教育会議を始めさせていただきます。私は事務局の総務課長、国藤でございます。

宇根係長 同じく事務局の総務課総務係長、宇根と申します。よろしくお願いいたします。

国藤課長 当会議は市長が招集し設置するもので、市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し一致して、それぞれの所管する事項の執行にあたるものでございます。

今回は議事にありますように、「1. 特別支援教育の推進について」「2. 阪神タイガースと高知県、安芸市との新たな連携について」を協議事項としています。

なお、会議終了後、本会の議事録をホームページで公開致しますのであらかじめご承知おきください。

それでは、設置要綱の「第4条 市長が会議の議長」となりますので、横山市長よろしくお願いいいたします。

横山市長 ただいまより「令和4年度 安芸市総合教育会議」を開会致します。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、教育委員の皆様にはご出席をいただきましてありがとうございます。

日頃から、教育委員の皆様には、本市の教育行政全般の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスについてでございますが、3月13日からマスク着用も個人の判断になりますが、医療機関や混雑する場面ではマスクを推奨ということです。5月8日から5類へ移行しまして、医療費の公費負担から自己負担へ段階的に見直していくこととなりました。徐々に収束に向かっているのではないかと思います。今後、アフターコロナに向けて様々な取組をしていかなければならないと考えます。

さて、特別支援教育は誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、重要な役割を果たします。安芸市では、発達障害も含めた障害の早期発見と、学齢期前、学齢期、学齢期以降と、一貫した方向性で切れ目のない支援ができるような体制の整備も進めてきました。この度、学校教育の分野では、学齢期における一人ひとりの学びを保障する体制をより一層推進していくために、新たに「通級による指導」の検討を始めました。これは、通常学級に在籍している、特別な配慮が必要な児童について、自立と社会参加を見据えながら、教育的ニーズを的確にとらえ、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うための取組です。

また、スポーツの分野では、昨年9月、阪神タイガース、高知県、安芸市の三者間で連携協定を締結しました。連携協定による具体的な内容は、甲子園イベントやファーム公式戦開催のほか、今後協議していくこととなりますが、それぞれの保有する資源やネ

ットワークを活用し、野球を通じた様々な取組を進めていこうとするものです。

今後におきましても、学校教育の分野、スポーツの分野において新たな取組を進めてまいりたいと思います。

本日、3月議会の議案書を発送しますが、令和5年度の予算について触れたいと思います。一般会計予算が194億で、前年比14.8パーセントの増額となっています。この要因としては、統合中学校、新庁舎が令和5年度に完成するためです。その他、畑山地区の携帯電話のエリア整備事業などのハード事業もあります。

さて、本会議は、市長と教育委員会が意思疎通を図り、本市の教育課題及び目指す学校像などを共有しながら、お互いが連携して効果的な教育行政を推進していくものですので、委員の皆様には、忌憚ないご意見、ご提案を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議事の進行は、事務局の国藤総務課長を指名致しますので、よろしく願いします。

国藤課長

はい。それでは進行させていただきます。

会議次第に沿って、学校教育課、生涯学習課の順に説明をしていただきます。まずは議題1. 特別支援教育の推進について説明をお願いします。

谷主幹

学校教育課の谷と申します。

学校教育課からは、特別支援教育の推進についてご説明させていただきます。

資料の右下の数字はページ番号になります。

まず、特別支援教育に関する国の基本的な考え方について、資料2ページをご覧ください。

以前は、特別な場で教育を行う「特殊教育」という考え方でしたが、平成19年4月の学校教育法改正により、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行い、それぞれの持てる力を高める「特別支援教育」へと発展的な転換をしました。

また、令和3年1月に報告された、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」では、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、子ども一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていくことが必要であること、障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指すこととしています。

生きづらさや学びづらさがある子どもたちも、適切な指導や支援を受けることによって、自己理解が進みますし、対人関係のスキルを学んだり、苦手なことの対応策を考えたりすることで、生きづらさや学びづらさを軽減していくと考えられています。持っている特性は変わらなくても、社会に適応する力をつけることで、その人らしく自立し、社会参加できることを目指すのが今の特別支援教育です。

このようなかたちで特別支援教育を推進していくことは、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、その他すべての子どもにとっても良い効果をもたらすことができると考えられています。

資料の3ページ目をご覧ください。

左側のグラフに示してありますように、安芸市立小中学校の児童生徒数は減少しているにもかかわらず、特別支援学級在籍者は70人前後で推移していますので、全体に占める割合は増加傾向にあると言えます。学校別の状況は別添資料のとおりです。障害種別で見ると、右の円グラフのとおり、令和4年度は自閉症・情緒学級に在籍する児童生徒が9割となっております。平成24年度は、約5割でしたので、この10年で、増加していることがわかります。

これは、安芸市だけでなく、全国的にこのような傾向にあります。

4ページ目をご覧ください。左側の図のように特別支援学級といっても、視覚障害や聴覚障害のほか、さまざまな学級があります。なかでも発達障害については右側の図のように、いくつかの障害が重なり合って、それぞれその重なり具合や、障害の重さによって、一人ひとり異なった特性を持っているため、さまざまな学びにくさがあり、必要な支援もさまざまであると言えます。

次に、安芸市の取組をご紹介します。

5ページ目は、安芸市における学びの場のイメージです。

一番下のベースとなる部分には、すべての子どもに分かりやすいユニバーサルデザインの授業があります。そこでつまずきがある場合は学級内での補足的な指導・支援が行われます。そこから、学習障害などの特性によって学習に困難さがある場合は、通級指導教室で、個別に指導を行います。ここまでが、通常学級です。障害により、通常の学級で学習するよりも、個に応じた指導が必要な場合は、特別支援学級で学びます。安芸市においては、通常学級と特別支援学級のみしかありません。しかし、今年度は、来年度から通級による指導が行えるよう、検討や準備を進めてきました。

6、7ページ目は、令和4年度の取組です。大きく分けて3つの取組をしました。

令和3年度から配置をした、特別支援教育地域連携マネージャーを継続して配置し、特別な支援を要する児童・生徒に対する切れ目ない支援ができるよう、家族等への相談支援、情報提供を行うとともに、関係機関との連携を図り、おもに保育から小学校、小学校から中学校への円滑な引継ぎの助言等を行いました。また、特別支援教育学校コーディネーターに対し、研修を実施し、支援者の資質向上と情報共有を行いました。

また、特別支援教育支援員を継続して配置し、特別な配慮が必要な児童・生徒の学校生活全般の支援を行いました。1,200人を超える児童生徒数の他市でも15人配置ということもありますし、学校現場からも、他市と比べて配置が多く助かっているとの声も聞

きますので、安芸市は手厚い支援が行われていると言えます。

最後に、通級指導教室設置に向けた検討を開始しました。

通級指導教室とは、通常の学級に在籍する児童が対象で、ほとんどの学習を通常の学級で受けながら、一部の学習を通級指導教室において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受けられる教室です。

8 ページ目をご覧ください。高知県ではこのように中部、西部には通級指導教室がありますが、香南市より東には、通級指導教室はありません。東部の通級指導教室の先駆けとなるよう、準備を進めました。

こうした取組の中で課題となっていることについては 9 ページにある二つが大きな課題です。

課題 1 については、必要な支援人材についてです。先に、特別支援学級の在籍者数の割合が増え、なかでも自閉症・情緒障害の児童生徒の増加と関係してきます。情緒障害といっても、児童生徒の持つ特性は様々で、衝動性が強い者、こだわりが強い者、感覚過敏の者と、さまざまな対応が必要になってきますし、障害の度合いによっても個別対応が必要な場合があり、必要な支援人材の適切な配置が難しい状態です。

課題 2 については、学びの場が通常学級か、特別支援学級しかない安芸市の現状では、通常学級にいる児童生徒の中には、一斉授業では身に付けることが難しいコミュニケーションやソーシャルスキルなど児童生徒の困り感に対応した指導が行き届かないため、付けるべき力が身につく状態にあると言えます。

このような課題のある中、安芸市における特別支援教育をどのように推進していくかについて、今後の方針を 10 ページから説明していきます。

学びの場の充実と、切れ目のない支援体制を今後の柱としていきたいと思えます。

学びの場の充実としては、課題 1 と 2 に対応した方策として、特別支援教育支援員の資質向上と、通級指導教室の設置に力を入れていきたいと思えます。支援員だけでなく、全ての教員に特別支援教育の視点が必要であると考えますが、教員の研修については県が実施しています。引き続き情報提供をするとともに、任意の研修については、なるべく参加をしていただくよう、すすめていきたいと思えます。また、支援員をただ増員するだけでなく、どのような心構えで支援をするかなど、年度初めに校長、担任、支援員にサポートガイドを配布してきましたが、来年度は、より具体的な支援の方法などについて研修会を実施する予定です。

そして、通級指導教室については、早期の支援という目的で、まずは、小学校への設置を考えています。現在の想定としては、安芸第一小学校を拠点校とし、土居や井ノ口など対象児童のいる小学校へ通級指導教室担当教諭が巡回して個別の指導を行います。これが令和 5 年度に実現しなかった場合は、引き続き令和 6 年度に向けて、継続した取組をしていきます。

11 ページに、通級指導教室の対象について、説明をしています。LD と言われる、学習

障害、ADHDと言われる注意欠陥多動性障害の診断があったり、その疑いが強いために学習上、生活上の困難を抱える児童が対象になります。特別支援学級は、1学級8人までですが、通級指導教室は、対象児童13人以下につき1人の教員が配置されます。

12 ページで、通級指導教室でどんな学習をするかをお示ししてあります。それぞれの困り感に沿った指導を個別に週1時間程度実施することで、通常学級に在籍しながら、特性による困難を軽減していくことを目指します。

13 ページには、今後の方針としての2つめ、切れ目のない支援体制をあげています。現在の体制を図示していますが、市の重点事業である「こどもの健康づくり」の中の重点課題「切れ目のない就学・就労支援体制づくり」を検討する「親とともに支援を考える会」と、「保幼小中高連携教育推進協議会」が連動して活動しています。

このような体制の中で、支援者が共有するのが個別の教育支援計画です。14 ページでは、個別の教育支援計画について説明しています。学校を含めたすべての関係者が情報共有し、必要な指導・支援を行うためのツールとして既に活用されています。将来の自立や社会参加に向けて、長期的視点で、一貫した方向性のもとに指導・支援を行うことで生涯にわたる成長や生活への支援を実現します。

15 ページをご覧ください。

一日の時間軸で見えていきますと、家庭、学校・保育、放課後のそれぞれの児童生徒の居場所と情報共有がなされていることがわかります。家庭からの情報、保育・学校からの情報、退園後や放課後の情報を個別の教育支援計画の中に盛り込み、それをもとにした支援ミーティングを関係者が揃って開催することで支援の連携をしています。

最後16 ページになります。以上のように、すでに整っている切れ目のない就学・就労支援体制を維持しつつ、学校現場においては、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様な学びの場を用意することで、積極的に社会に参加・貢献する人材を育成し、社会の潜在的能力を引き出すこと、障害のある子どもが地域社会の中で豊かに生きることができるよう、特別支援教育を推進していきたいと考えています。

以上で、特別支援教育の推進に関する説明を終わります。

国藤課長 ありがとうございました。今説明がありましたことにつきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

小松委員 特別支援学級の障害の内訳を学校ごとの状況はどのようになっていますか。

谷主幹 学校ごとの障害の種別は把握しています。今手元に資料はありませんが、いずれの学校も、自閉症・情緒障害の割合が高い傾向にあります。

小松委員 1つの学級に8人の児童・生徒がいると、担任の先生は大変だと思いますが、どのような支援が行われていますか。

谷主幹 特別支援教育支援員を継続的に配置しておりまして、学校の要望も年々増加してきていますけれども、必要に応じて学校の状況も見ながら各学校に必要な支援員を配置するようにしています。できることならもう少し手厚く支援員を配置したいところですが、募集人員がなかなか集まらないのが現状です。

あわせて、特別支援学級1学級8人制を1学級6人まで減らすことを、機会があるごとに継続して国へ要望しています。

門脇委員 これから予定される通級指導教室について、対象になるのは、この資料の人数でしょうか。学校訪問等で聞く話ではもっと多いように感じましたが。

谷主幹 安芸市で始めようとしている通級指導教室はLDとADHDを対象としています。要望というよりも、保護者と学校で合意形成できたケースを対象としております。保護者の合意が得られていない場合やLD、ADHDではなく主な困難が自閉症によると思われるものといったケースはここには挙がってきていないので、実際困り感を持っている子どもたちはもっとたくさんいると思います。

森尾委員 診断が下っている児童が対象としたものですか。

谷主幹 診断が下っている児童と、診断が下っていないけれどもその傾向が強いということで困難な場面がある児童が対象です。特別支援教育地域連携マネージャーが学校へ訪問し、児童の様子も見させていただいた中で対象となるかどうかを一定判断します。その後、就学指導委員会に諮りまして決定しました。

小松委員 診断までは至らないケースもあるのですね。

谷主幹 保護者の方が、医療につながっていれば、その状態に応じて診断がおりの場合もあるかと思いますが、医療につながっていないけれども子どもさんは困っているという場合もあるというのが実態です。

山村委員 実際にあつぷるクリニックにかかっている子どももいますか。

谷主幹 はい、含まれます。

山村委員 感じたことにはなりますが、特別支援教育についての親への啓発は大事だと思います。

就学前からどれだけ啓発をしているかによって意識が変わってくると思います。保育に行っている子どもに加配保育士がついていた親に、当然学校でも加配がつかせようと言われたことがあります。しかしそれは無理です。ほかにも、障害の認定を受けた子どもが通常の学級に来ていたこともあります。本来なら個別の対応が必要です。就学指導が上手くいってないケースです。家庭への啓発は非常に大事だと感じます。

それと、質問です。通級指導教室設置にあたって教員はどのようにして配置されるのか。市費なのか、県費なのか。

谷主幹 県費負担の職員が1名配置されるようになります。拠点となる学校に1名配置し、該当者がいる学校へ巡回して指導するようになります。

山村委員 県から配置されるのですか。

谷主幹 実現するかどうかはわかりませんが、配置を要望しているところです。

それから、先ほど委員がおっしゃられた啓発についてですけれども、乳児検診の際に保健師が早期発見に努めているとともに、教育委員会が実施する就学時健診の際には、家庭で困っていることはないか、こんな様子は見られませんか、という発達に関する質問票を令和3年度から加えまして、それによって早期に学校とも子どもさんの情報共有をして、支援が必要な子どもさんが漏れないようにしています。また、「子育てひとりでかかえないで」というパンフレットを、毎年学校に配布をしています。今後も保護者への啓発を工夫していきたいと思います。

小松委員 職員が特別支援教育について詳しく知らないと思います。この時期にはこういうことをしてもらわないと特別支援学級には入れないということを知らない。支援をつなげていくことは難しいと感じる。支援が必要な子どものことを保育園内でも共有していかないといけないし、保護者にも、早めに情報提供できなければならないと思います。4歳児クラスの最初くらいからそういった動きが必要だと思います。このようなことも踏まえて、周知徹底していくことが大事ではないかと思います。

谷主幹 ありがとうございます。

森尾委員 社会参加まで見据えた支援ということであれば、今言われた啓発は非常に大事だと思います。また、教職員も特別支援教育とは何かということを知ることが大事で、研修を重ねていくことが必要だと思います。また、「支援員の研修を推進していきます」、ということが資料に書かれています。支援員が足りなければ、今いる人の力量や経験、特別支援教育に対する理解などを、どの程度持っているかが大事になってくると思います。以前、教育委員会事務局よりコピーをいただいた、高知市教育研究所が発行している『ほんの少し変えるだけでうまくいく』を読んでいると、通常の学級での子どもにつ

まづきについて、それはどういうことなのかということの説明をしています。後ろのほうに、それに関する用語の解説が短く書いてあります。こういうことを通常の学級においてOJTで研修するのも大事だと思います。

それからぜひ、通級指導教室については課題がいろいろあると思いますが、ぜひ実現していただきたい。東部での先駆けということだけでなく、本市にとっても、非常に大事なことではないかと思います。

谷主幹 ありがとうございます。

国藤課長 他にございませんでしょうか。無いようでしたら、続いて、議題2. 阪神タイガースと高知県、安芸市との新たな連携について説明をお願いします。

高橋係長 生涯学習課スポーツ振興係の高橋です。よろしく申し上げます。

それでは、阪神タイガースと高知県、安芸市との三者連携について、ご説明いたします。

この度の連携協定については、高知県からの声掛け、後押しもあり、昨年9月13日に阪神タイガースと高知県、安芸市の三者間で締結しています。

阪神タイガースとは、昭和40年から半世紀以上続いていた春季・秋季キャンプにより行政だけでなく多くの市民とも関係が構築されてきておりましたが、令和5年からの春季キャンプ撤退以降も、これまでと同様またそれ以上に関係を続けていく内容で協定を締結した次第です。

1 ページ目です。協定の目的としては、それぞれが保有する資源やネットワークを活用して、野球を通じた、地域の活性化、共生社会の実現、未来につながるスポーツ活動の推進・発展、スポーツツーリズム推進の4本柱で進めていくこととしています。

2 ページ目です。まず、地域の活性化については、全国に広がるタイガースファンが高知県、安芸市に興味を持ち、来高していただけるよう秋季キャンプ継続への活動やファーム公式戦、甲子園球場でのPR活動を進めていきたいと考えています。二つ目、共生社会の実現については、現在、高校や大学において女子野球チームや女子野球人口が年々増加しており、本市ではこれまで高校女子野球大会や、現在は全日本大学女子硬式野球大会を開催しているところです。女子野球の普及・発展、ファン拡大に向けて大会を継続するとともに、女子野球タウン認定に向けても進めていきたいと考えています。次に、未来につながるスポーツ活動の推進・発展については、新型コロナウイルスの影響により、選手・ファンとの距離が離れてしまいがちになっていることから、阪神タイガースOB会などとも連携し、子ども野球教室などファンサービスの再開に努めていきます。最後に、スポーツツーリズム推進については、春休み・夏休みの合宿受入を継続しつつ、タイガース春季キャンプが撤退した後の2月への新団体の合宿誘致や、よりよい練習環境を提供していくための球場施設の改修を引き続き進めていきます。

三者で意見を交えながら計画、実施に向かうところにはなりますが、まずはこれまで出来ていたことのブラッシュアップやコロナで中止を余儀なくされていたことなどから連携協定を生かした取り組みを進めていきたいと考えています。

以上になります。

国藤課長 ありがとうございます。それでは何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

門脇委員 阪神タイガースウィメンというのをインターネットで見させていただいたら、女子野球では強豪のチームらしいですね。ただ、プロ契約しているわけではないので、それぞれ仕事を持っていて、集まって野球をしている。皆さん頑張っているんですけども、そういった選手は阪神タイガースの球場に行って練習していると思うが、支援が必要ではないかと思いますがどうでしょうか。また、タイガースはずっと安芸市でキャンプしてきたのがだんだん縮小されてきたが、今後の見通しなどをお聞きしたいです。

高橋係長 まず、最初のウィメンさんの合宿誘致ですが、安芸で合宿したいという声はいただいています。しかし、市営球場は稼働率が高く、調整がつかず実現できていません。実現するにあたっては、既存の団体の合宿をお断りするか、合宿期間短縮のお願いをするなどして、土日に来られるようにすることになると思います。

タイガースのキャンプの見通しですが、撤退の話があったときに訪問してお話もさせていただきましたが、秋季キャンプは引き続き安芸市で行うということでしたので、継続していってもらえるように活動していきたいと考えています。

小松委員 合宿誘致するにあたって、安芸市は宿泊施設が少ないと聞きますが、宿泊施設についての計画などはありますか。

高橋係長 宿泊施設は少ないと昔から言われていますが、個人的には、増やすことは難しいと思っています。

球場が安芸市の西の方であって、なかなか東のほうに足が向かないという実態を今年キャンプに関わっていく中で、目の当たりにしました。球場が折り返し地点になっている現状ですので、何とか東へ行ってもらう方法はないかと考えていますが、スポーツの係だけではなく、観光などの分野とも連携しないと難しいと思います。こういった方針で進めていくかは関係部署と協議して進めていきたいとは考えています。

横山市長 宿泊施設については、事業者もコンスタントに儲けることがあればそういった施設を作ることもあるだろうと思いますが難しいと思います。

それから、人の流れを西から東へということですが、商工観光水産課がPRして東の方へもということで取り組んでいます。安芸市だけでなく、東部に観光に行かれている方も実際にいると思いますので、東部地域に足を運ぶような取り組みも必要だと思います。

国藤課長 他にございませんでしょうか。

森尾委員 宿泊施設といえば、高校の野球チームが施設の中で寝泊まりしていることがあった。それをそのまま安芸市でやることは難しいかもしれないが、高校生大学生対象であればそのようなことも考えられるのではないかと思います。

それと、沖縄だと応援に車で行くわけにはいかないと思いますが、ファンはこのことについて意見を表明する場はないのでしょうか。飛行機代がかかるとか、そういう想いを伝えていく場はないものかと思います。これについては返答はいいませんが。

山村委員 空き家を借りて自炊するというのも考えられます。ホテルでなくても、大学生だとそういうこともできるのではないかと思います。

また、キャンプが少なくなっていくって、残念です。安芸市といえばキャンプ地ということで通っていました。秋季キャンプはぜひ継続していただいて、ぜひまた帰って来ていただきたいと思います。

国藤 他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら、最後、その他で何かございませんでしょうか。

それでは、以上で議事を終了させていただきます。本日、ご説明またご質問、ご意見頂戴しました皆さま本当にありがとうございました。

それでは、進行を市長にお返しいたします。

横山 はい、国藤総務課長ありがとうございました。

それでは以上で、「令和4年度 安芸市総合教育会議」を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 12時00分
